

愛剣連発第119号  
令和5年3月11日

各地区剣道連盟御中  
各関係団体御中  
会員各位

一般財団法人愛知県剣道連盟  
理事長 祝 要 司

## 面マスクの着用について

令和5年3月10日付文書にて全日本剣道連盟より面マスクの着用についての通達がありました。「令和5年3月13日以降、剣道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。」「居合道、杖道においても、面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。」

一般財団法人愛知県剣道連盟においても、全日本剣道連盟の方針に従い、令和5年3月13日以降、剣道・居合道・杖道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。

令和2年6月30日制定ガイドライン『今後の剣道活動に向けて』（令和3年4月15日改訂）で「面マスクとシールド（口）は必ず着用する」と規制しましたが、3月13日以降は会員の皆様方の判断に委ねます。しかしながら、全日本剣道連盟の通達文書にも記載がある通り、面マスクを着用しない場合は、口の部分を覆うシールドの着用をお願いします。

今後も安心安全に剣道活動を営むことができるよう、皆様方のご理解、ご協力を何卒お願いいたします。

### 参考文献

『面マスクの着用について』（公益財団法人全日本剣道連盟 令和5年3月10日付）